

○須賀川市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例

昭和49年9月27日条例第33号

改正

昭和58年3月23日条例第14号

昭和60年6月29日条例第26号

昭和61年9月19日条例第28号

平成7年9月27日条例第24号

平成9年6月30日条例第13号

平成9年9月22日条例第16号

平成10年6月24日条例第21号

平成10年9月25日条例第22号

平成12年3月27日条例第25号

平成19年3月26日条例第10号

平成20年3月27日条例第13号

平成22年3月19日条例第11号

平成25年3月22日条例第18号

平成25年12月20日条例第48号

平成26年3月20日条例第4号

須賀川市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障がい者に対し、医療費の一部を給付することにより、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者
- (2) 福島県療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者
- (3) 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼ

うこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者

(4) 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者

(6) 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

カ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

3 この条例において「保険者等」とは、医療保険各法その他医療に関する給付を行う国、地方公共団体、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。

4 この条例において「重度心身障がい者医療費」とは、次の各号に掲げる額から保険者等の負担による附加給付等の額を控除した額をいう。

(1) 重度心身障がい者が保険医療機関において医療を受ける際、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により、当該保険医療機関等に支払わなければならない一部負担金又は費用徴収金でかつ規則に定める額

(2) 前号の一部負担金又は費用徴収金に保険者等が負担すべき高額療養費がある場合は、規則で定めるところにより算定した額

(医療費の給付)

第3条 市は、市の区域内に住所を有する重度心身障がい者に規則で定める手続に従い重度心身障がい者医療費を給付する。ただし、次のいずれかの入所、入院又は入居(以下「入所等」という。)をしている重度心身障がい者については、その者が当該入所等の前に住所を有した市町村(継続

して2以上の入所等をしている重度心身障がい者にあつては、最初の入所等の前に住所を有した市町村)にこれを含める。

- (1) 病院又は診療所への入院
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設への入所(同法第27条第1項第3号又は同法第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。)
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所(同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置がとられた場合に限る。)
- (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第22項に規定する介護保険施設への入所
- (7) 障害者総合支援法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設又は同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設(同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮を除く。)への入所
- (8) 障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居への入居
(給付の制限)

第4条 前条に規定する重度心身障がい者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付をしない。

- (1) 前年の所得(前年の所得が未確定の場合は、前前年の所得とする。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第11項の規定により、なおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)第1条の規定による改正前の国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「旧政令」という。)第6条の4第1項に定める額を超えるとき。
- (2) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)の前年の所

得又は第3条に規定する者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、主として第3条に規定する者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて旧政令第5条の4第2項に定める額以上であるとき。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であるとき。

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定に基づく被支援者であり、同条第2項第3号の支給を受けたとき。

2 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けられる資格がありながら、その認定を受けていない者(認定を受けた後、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第8条第2項の規定により申請を撤回した者を含む。)に係る重度心身障がい者医療費は、総医療費の10分の1の額を限度とする。ただし、第2条第4項第2号の規定により算定された額がある場合は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第15条に定める額を限度とし、規則で定める額とする。

(譲渡又は担保の禁止)

第5条 重度心身障がい者医療費(以下「医療費」という。)の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(第三者行為による医療費の返還)

第6条 市長は、重度心身障がい者が第三者の行為により疾病又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として医療費の返還を求めることができる。

(不正行為による医療費の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為によって医療費の給付を受けた者がいるときは、その者から当該給付を受けた額の全部又は一部を返還させなければならない。

附 則

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月23日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の須賀川市重度心身障害者医療費の給付に関する条例第4条の規定は、昭和58年2月1日から適用する。

附 則(昭和60年6月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の須賀川市重度心身障害者医療費の給付に

関する条例第2条第4項第2号の規定は、昭和60年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（昭和61年9月19日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の須賀川市重度心身障害者医療費の給付に関する条例第4条の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成7年9月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日以後の医療行為に係る給付から適用する。

附 則（平成9年6月30日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第3号及び第4号の規定は、平成9年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成9年9月22日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年6月24日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成10年9月25日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日以後の医療行為にかかる医療費の給付から適用する。

附 則（平成12年3月27日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日以後の医療行為に係る医療費の給付から適用する。

附 則（平成19年3月26日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第4条第2項の規定は、平成20年9月1日以後に行う医療行為に係る医療費の給付から適用し、同日前に行った医療行為に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月19日条例第11号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日条例第18号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第48号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月20日条例第 4 号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。